

公益財団法人 JAPAN BOWLING 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人 JAPAN BOWLING (以下「この法人」という。)は、定款第42条の規定に基づいて加盟団体に関する事項を定め、「公益財団法人 JAPAN BOWLING 及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより適正、公正な運営を図ることを目的として、この規程を制定する。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第42条に規定する団体とする。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) ボウリングを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、ボウリングの健全な普及・発展を図ること。
- (2) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンスとガバナンスの強化・充実を図ること。

(地域区分)

第4条 加盟団体の地域区分は、次のとおりとする。

北海道地区：北海道

東北地区：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東地区：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

北信越地区：新潟、長野、富山、石川、福井

東海地区：静岡、愛知、三重、岐阜

近畿地区：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国地区：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国地区：香川、徳島、愛媛、高知

九州地区：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(東日本・西日本区分)

第5条 地域区分を東日本・西日本に分けた場合は、次のとおりとする。

東日本：北海道、東北、関東、北信越、東海

西日本：近畿、中国、四国、九州

第2章 組 織

(加盟団体の組織)

第6条 加盟団体は、都道府県ボウリング競技者の総合的統括団体として、適正なる組織を有しなければならない。

- 2 全国的に組織されたボウリング競技に関わる団体は、適正なる組織を有しなければならない。
- 3 加盟団体は、団体名及び役職名に当該の都道府県名を冠としなければならない。また、

全国的に組織されたボウリング競技に関わる加盟団体は、団体名及び役職名に全日本を冠としなければならない。

(地区連合)

第7条 加盟団体は、定款第3条目的及び第4条事業を達成するため、本規程第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。

- 2 地区連合会を結成する場合には、連合規約、連合役員名簿をこの法人会長に提出し、承認を得るものとする。規約、役員等に変更がある場合も同様とする。

(加盟団体代表者会議及びその他会議)

第8条 この法人会長は、必要に応じ、次の会議を開催することができる。

- (1) 会長は必要と認めた場合、加盟団体代表者会議を招集し開催する。
- (2) 会長は必要と認めた場合、事務責任者連絡会議を招集し開催する。
- 2 この法人業務執行理事及び各委員会委員長から会長に対して、会議に付議する事項を明示して、加盟団体代表者会議又は事務責任者連絡会議等の申請があった場合には、会長は速やかに会議の招集をしなければならない。

第3章 権 限

(評議員候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

(理事候補者の推薦)

第10条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員会に理事候補者を推薦することができる。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用するこの法人諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすように努めなければならない。

- 2 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- 3 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
- 4 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性ある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出の義務)

第12条 加盟団体は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、次の書類を付して事業の状況をこの法人に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 役員名簿
- 2 加盟団体は、選任評議員並びに選任理事、加盟団体規約の変更及びその他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨をこの法人に届出て承認を受けなければならない。

(加盟団体負担金並びに会員登録負担金)

第13条 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、毎年4月末日までに、必要書類を添付しこの法人に納入しなければならない。

- 2 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、理事会において定める加盟団体会員登録規程によるものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第14条 新たに加盟団体になろうとする団体は、その代表者から以下の書類を添付して、この法人会長に申請し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（主たる事務所の所在地及び連絡先を明記する。）
 - (2) 加盟団体規約又は定款
 - (3) 加盟団体の下部組織一覧表（支部及びクラブ）
 - (4) 加盟団体の役員一覧表（役員名簿）
 - (5) 前年度の事業概況書、当該年度の事業計画書及び収支予算書
- 2 加盟団体の承認を得た団体は、ただちに負担金を納付し、理事候補者及び評議員候補者を推薦し、その氏名、住所、生年月日及びその団体における役職名を届出なければならない。

(資格の喪失)

第15条 加盟団体は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 所属団体の解散
- (3) 除 名

(脱 退)

第16条 加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付記した脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を経て、脱退することができる。

- (1) 脱退願申請書
- (2) 脱退理由書

(除 名)

第17条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、この法人会長がこれを除名することができる。

- (1) 加盟団体として、義務に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
 - (3) 負担金を2年以上滞納したとき。
- 2 この場合、理事会及び評議員会で決議する前に、当該加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申し立て)

第18条 この法人が処分した決定に対し、加盟団体は、この法人の総務委員会に対し、不服申し立てをすることができる。この法人の総務委員会で審議し、この法人の理事会の決定は最終決定とする。

- 2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

(納付金等の清算)

第19条 加盟団体が脱退した場合、既に納付した負担金、拠出金、支払経費等の一切は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

- 2 加盟団体が脱退前に支払の義務が生じた場合は、ただちに納付しなければならない。

第6章 細 則

(規程の改廃)

第20条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2015年(平成27年)5月28日より施行する。
- (3) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人JAPAN BOWLINGの登記の日、2024年(令和6年)4月1日より施行する。